

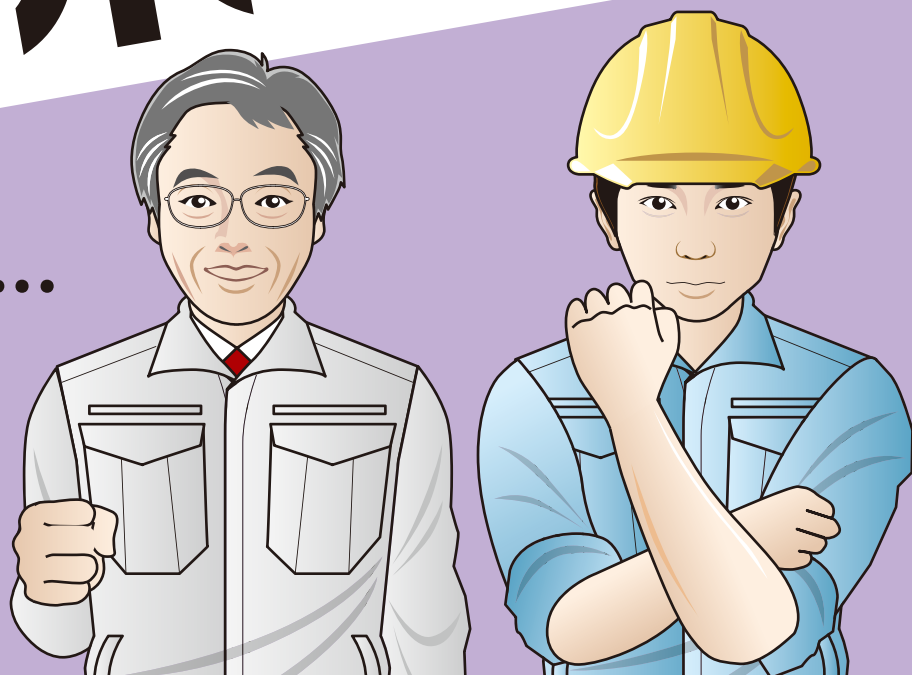
仲間の皆さん
ご存知ですか

2023年10月から導入予定の

インボイス制度

仕事への影響……
必要な手続き…

内容を理解し
適切な対応へ



インボイス制度（適格請求書保存方式）が、2023年10月から導入されようとしています。全建総連は、導入の見直し・延期を求めています。導入されると、請求書や領収書などの様式が変更されます。

消費税一般（本則）課税の事業者にとっては、消費税の納税額が増える恐れがあり、免税事業者にとっては、取引から排除される恐れもあります。また、このインボイス制度の影響を受けない事業者もあり、制度の理解が必要です。

インボイス制度とは何なのか、ご自分の仕事への影響は、どのような手続きが必要なのかなど、この冊子を活用しながら内容を理解し、ご自身がどのような対応をとるべきなのか、考えることが重要です。

インボイス制度とはどんなものか



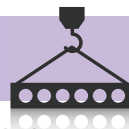
- インボイス制度とは、消費税の複数税率に対応するものとして導入される方式です。
- 一定の要件を満たしたインボイス(適格請求書等)を発行・保存する制度です。
- インボイスには、請求書や領収証のほか、納品書やレシート等も含まれます。

Point!



請求書や領収証などの様式や取り扱いが変わります。

インボイス制度が導入されたらどうなるか



- 消費税の「仕入税額控除」[※]ができるのは、インボイスの保存がある取引のみとなります。

売上にかかる消費税 - 仕入等にかかる消費税 = 消費税の納税額

- インボイスは、**税務署に申請・登録された課税事業者しか発行できません。**
(インボイス発行事業者を「適格請求書発行事業者」といいます)

インボイスを発行する(適格請求書発行事業者になる)にはどうするか



インボイス制度のスケジュール



Point!



- 制度のスタート時からインボイス発行事業者となるには、原則として、2023年3月31日までに登録申請書を税務署へ提出する必要があります。
- しかしそれ以降でも、9月30日までに登録申請書を提出した場合には、10月1日に登録があったとみなされます(登録番号の通知が10月1日以降であっても、さかのぼって請求書等に登録番号を追記することができます)。

※「仕入税額控除」…仕入れ等にかかった消費税を差し引いて消費税の納税額を計算すること。いわば消費税を算出する際の「経費」にあたるもの。

下請の免税事業者は「簡易課税」を選択できます

- 免税事業者が「インボイス発行事業者」に登録申請し、課税事業者になると、消費税の納税義務が生じ、帳簿も、これまで以上に詳しく付ける必要があります。
- しかし、「簡易課税制度」を選択すると、売上を区分(材料支給の有・無)しておけば、消費税の申告書が作成でき、事務的な手間が軽減されます(課税売上高5千万円以下の事業者のみ)。
- 簡易課税制度を選択するには「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出する必要があります。
- 免税事業者が2023年10月1日から2029年9月30日までの日の属する課税期間中にインボイス登録を受ければ、登録を受けた日(登録日)から課税業者になる経過措置があります。本来「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出するには課税期間が始まる前に提出する必要がありますが、登録日の属する課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、事前に提出したものとみなされます。

※本則課税と簡易課税のどちらが有利かは事業の状況により異なります。簡易課税制度の詳細は国税庁のHPなどでご確認ください。

課税・免税を問わず大きな影響がおよびます

課税事業者にとっては…

消費税の納税額が増加の可能性も

課税事業者(本則課税の事業者)にとっては、免税事業者の請求書では仕入税額控除ができない(インボイスがないと消費税の経費にはできない)ので、免税事業者との取引分の、消費税の納税額が増えることとなります。

外注の一人親方さんに課税事業者になってもらえるようお願いしようかな…

控除できない消費税分を値引きしてもらおうかな…

免税事業者の職人さんとは取引をやめようかな…

でも、これまで一緒にやってきた職人さんだしな…



ただし…インボイス制度の影響を受けない事業者も

◎インボイス制度の影響を受けるのは「本則課税の課税事業者」と取引する場合です。簡易課税事業者同士の取引、簡易課税事業者と免税事業者の取引、エンドユーザー(施主)との取引などでは、インボイスの影響は発生しません。

免税事業者にとっては…

取引から排除される可能性も

免税事業者にとっては、取引相手の課税事業者(本則課税の事業者)から「課税事業者になってインボイスを発行する」ことや、登録しないなら「消費税相当額の値引き」や「取引の終了」などを迫られる可能性があります。

仕事をもらえないのなら課税事業者になるしかないのかな…

課税事業者になると事務的にも大変そうだし…

取引終了～

値引き～

値引きを強要されるかも…

しかし消費税の納税は厳しいな…



注… 課税事業者であっても、インボイス発行事業者に事業者登録していなければインボイスが発行できないので、上記の例では、免税事業者と同じ立場になります。課税者にならないことにより、一方的な値引きを強要したり、取引から排除することは、建設業法や独占禁止法に触れる恐れがあります。

◆インボイス制度への登録は強制ではありません◆

◆事前に十分検討し対策をたてる必要があります◆

- 「インボイス発行事業者」への登録は、もちろん強制ではありません。登録をしなくても、事業を続けることは可能です。しかし、収入や取引先との関係を含め、仕事と生活に大きな影響が出る可能性があります。
- 皆さんご自身の仕事において、インボイス制度への対応が必要かどうか、取引先との関係も含め、十分に検討して下さい。

インボイスが必要か

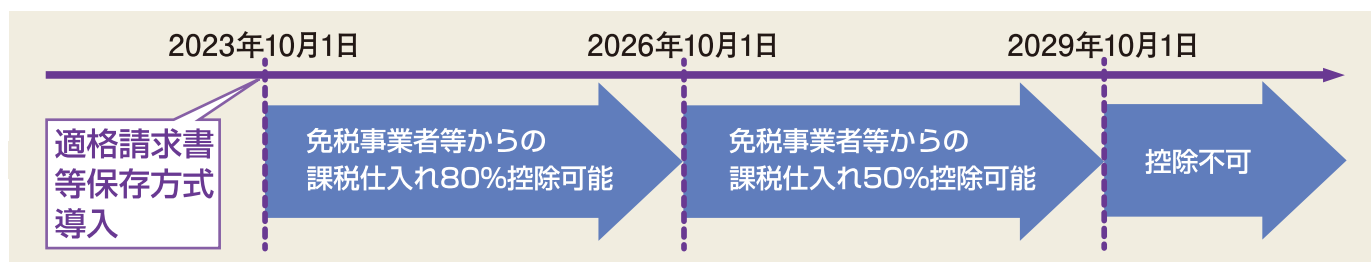
- 裏表紙の「インボイス登録かんたん判定フローチャート」を参考に。

元請との交渉が大切

- インボイス登録は「取引条件」のひとつ。
- 登録するなら、発生する消費税分の価格交渉が必要。
- 価格交渉なしで登録すれば、自分の収入が減る。

経過措置を頭に入れる

- 一般(本則)課税事業者は、取引先からの請求書が適格請求書でない場合、仕入れ税額控除できなくなりますが、次の経過措置があります。



- 免税事業者が簡易課税を選択した場合、納税額の例は表の通りです。

※第3種…材料を仕入れている人 ※第4種…手間請の人

事業収入(年間・税込)		300万円	600万円	900万円
年間消費税 納税額	第3種	81,800円	163,600円	245,400円
	第4種	109,000円	218,100円	327,200円
	3年時限措置 (3種・4種とも)	54,500円	109,000円	163,600円

③ 2023年税制改正で、上記の3年時限措置などが新たに追加されます。

③ この時限措置は、免税から本則課税になった場合も適用されます。

① 小規模事業者に対する負担軽減策

免税事業者がインボイス発行を機に課税事業者になった場合、3年時限措置として納税額を、売上税額の2割に軽減する。

② 中小事業者等に対する事務負担の軽減策

課税売上高が1億円以下の事業者はインボイス制度導入後6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする。

※こうした改正は今後の国会審議で変更になる場合があります。

インボイス(適格請求書等)のイメージ

請求書のイメージ

請求書

2023年10月〇日

●●建設株式会社 御中

ご請求額 金 **660,000**円

品目	単価(円)	数量	金額(円)
洗浄便座●●製 型番●●	200,000	2	400,000
既存便座撤去、洗浄便座取付工事費	40,000	2	80,000
洗面台●●製 型番●●	90,000	1	90,000
既存洗面台撤去、洗面台取付工事費	30,000	1	30,000
小計(税率10%対象)			600,000
消費税			60,000
合計			660,000

振込先 ●●銀行●●支店

普通口座 0123456

カ) タカダノババコウムテン

株式会社 高田の馬場工務店

登録番号 T1234567890123

- 税率ごとに区分して合計した金額(税抜または税込)および適用税率(10%)
- 税率ごとに区分した消費税額等
- 登録番号(T+13桁の数字) = 税務署へ登録申請して取得

※建設業には、軽減税率適用の取引がないので、軽減税率の対象であることを示す「税率8%対象0円(内消費税0円)」のような記載は必要ありません。

領収証のイメージ

※飲食料品と消耗品を購入した場合

領収証 No. _____

○川△男 様

32,700円

但 飲食料品(軽減対象)・消耗品代金として
●年●月●日 上記正に領収いたしました

収入印紙

東京都新宿区高田馬場6-7-15
高田スーパー株式会社
登録番号 T1234567890123

〈金額(税抜・税込)〉	
8%	16,200円
10%	16,500円
〈消費税額等〉	
8%	1,200円
10%	1,500円

但書きは、
・標準税率対象、軽減税率対象、非課税等に区分ができる程度の記載が必要(「お品代として」は不可)
・また、「軽減税率の対象である旨」も記載が必要

対価の額・消費税額等は、税率ごとに区分して記載

書類の作成者の記載は、屋号でも可

登録番号の記載

「適格請求書発行事業者の登録申請書」の記載例 ①

初 葉

【公表に関する留意事項】

適格請求書発行事業者として登録された場合は、「氏名」及び「登録番号」が公表されます。以下の事項の公表を追加で希望する場合は、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出する必要があります。

◇ 主たる屋号 ◇ 主たる事務所の所在地等 ◇ 通称 ◇ 旧姓

※「通称」及び「旧姓」は、住民票に併記されている場合にのみ公表することができます。

この記載例①②は
個人事業者用の
登録申請書です。

【公表事項】

姓と名の間は1文字空けてください。
屋号は記載しないでください。

※ 屋号の公表を希望される場合は、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出してください。

いずれかに必ず を記載してください。

■ 自由記入欄

第1-(1)号様式 国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

[1/2]

令和 ●年 ●月 ●日	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所 の所在地	トウキョウト (〒×××-××××) ◎(法人の場合のみ公表されます) 東京都○○区△△□-□ (電話番号 ××-××××-××××)	この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。
	(フリガナ) 納税地	トウキョウト (〒×××-××××) 東京都○○区△△□-□ (電話番号 ××-××××-××××)	
	(フリガナ) 氏名又は名称	ゼンケン タロウ ◎ 全建 太郎	
	(フリガナ) (法人の場合) 代表者氏名	記載不要	
	法人番号		
この申請書に記載した次の事項(◎印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団等を除く。)にあつては、本店又は主たる事務所の所在地 なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。			
下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。			
令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。			
事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 <input type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者		
令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情			
税理士署名			
(電話番号 - -)			

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通 信 日 付 印 確 認	年 月 日
	入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()
	登録番号 T					

注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないでください。
3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」の記載例 ②

次 葉

【次葉の作成漏れにご注意ください!】

次葉の「登録要件の確認」欄は、**全ての事業者の方が**記載する必要があります。

1 初葉の「事業者区分」欄で「**免税事業者**」を選択した方は、
2 どちらかを選択し、記載してください。

第1-(1)号様式次葉 国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

氏名又は名称 **全建 太郎**

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。

1 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者
※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります

個人番号	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	法人 事業年度	記載不要
生年月日(個人)又は設立年月日(法人)	1明治・2大正・3昭和・4平成・5令和 4年 5月 16日	事業年度	自 月 日 記 載 不 要
事業内容等	建築業	登録希望日	(令和5年10月1日を希望する場合、記載不要) 令和 年 月 日

2 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者

課税期間の初日
※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれの日
令和 年 月 日

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

登録要件の確認

課税事業者です。
※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても「免税事業者」の確認欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。

はい いいえ

納税管理人を定める必要のない事業者です。
(「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)

はい いいえ

納税管理人を定めなければならない場合(国税通則法第117条第1項)
【個人事業者】 国内に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、又は有しないこととなる場合
【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合

納税管理人の届出をしています。
「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。
(提出日: 令和 年 月 日)

はい いいえ

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。
(「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)

はい いいえ

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。

はい いいえ

1 令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に を記載してください。(下の□に を記載した場合を除きます。)
※ 個人番号を必ず記載し、本人確認書類の写しを添付してください。

2 課税事業者(選択)届出書を提出されている方で、課税期間の初日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に を記載してください。
※ 「課税期間の初日」に記載した日が登録年月日となります。

令和5年10月1日を希望する場合は、記載不要です。

提出時点は免税事業者でも令和5年9月30日以前に課税事業者となる場合は、令和5年9月30日以前の日を記載して構いません。ただし、登録年月日は、「令和5年10月1日」となります。

全ての事業者の方が記載する必要があります。

免税事業者の場合で、適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に「はい」に を記載してください。

定める必要がない場合に「はい」に を記載してください。
「いいえ」の場合は、下欄の納税管理人の届出(※)について記載してください。
※ 届出をしていない場合、申請が拒否されることがあります。

該当しない場合に「はい」に を記載してください。注:「加算税」や「延滞税」は罰金ではありません。
「いいえ」の場合は、下欄の執行状況(※)について記載してください。
※ 下欄の確認事項が「いいえ」の場合、申請が拒否されることがあります。

免税事業者の方は、適格請求書発行事業者となった場合、**登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

※ 申請書の提出時点では免税事業者の方が、令和5年9月30日までに課税事業者となる場合は、登録がされた日以降ではなく、**課税事業者となった日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

申請書の提出時点で課税事業者の方が、令和5年9月30日までに免税事業者となった場合でも、**適格請求書発行事業者として登録がされた日以降は、再び課税事業者となり、登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

インボイス登録かんたん判定フローチャート

取引先(お客さん)に事業者はいますか？

はい

事業者だけ。または事業者と一般消費者含む

はい
一般消費者だけです

あなたは消費税の課税事業者または、課税売上高が1000万円を超えていますか？

免税事業者です

いいえ

はい



取引先に、消費税の一般(本則)課税事業者がいますか？

取引先に、消費税の課税事業者がいますか？

はい

いいえ・
分からない

はい

いいえ・
分からない

取引先は、簡易課税または免税事業者だけですか？

いいえ・
分からない

はい

● 取引先が消費税の一般(本則)課税事業者と確認できれば

● 取引先が簡易課税または免税事業者だけと確認できれば

インボイス発行事業者の登録が必要な場合があります。

※ 消費税の課税事業者になることで、

- ・ 消費税の納税が発生する
- ・ 経理処理の事務負担が増える
- ・ 請求書に、登録番号を記載する
- ・ 一般(本則)課税又は簡易課税かを検討する

現時点では
インボイス発行
事業者の
登録は必要
ありません。



◆お問い合わせは、最寄りの組合へ◆

■作成・監修

 全国建設労働組合総連合(全建総連)

〒169-8650 東京都新宿区高田馬場 2-7-15 TEL.03-3200-6221
<http://www.zenkensoren.org>